

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 借入物品等の名称及び数量

軽自動車（新車） 53台

### (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成19年8月1日から平成26年3月31日まで（自動車ごとの借入期間は、入札説明書による。）

### (4) 借入場所

鳥取県庁本庁舎及び各地方機関（自動車ごとの借入場所は、入札説明書による。）

### (5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る(3)の借入期間中の賃貸借料の総額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年6月11日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成19年5月25日（金）から同年7月3日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 自動車のリース契約を履行した実績があり、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。

### (5) 契約の締結後、保守、点検、修理その他のメンテナンスサービスを貸付先の求めに応じて速やかに提供することができること。

### (6) 本店、支店若しくは営業所を鳥取県内に有し、又は1の(3)の借入期間の初日までに有することとなる者で、契約の履行に関する連絡及び調整について即座に対応できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課管理係

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課管理係

電話 0857-26-7085

### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付方法

平成 19 年 5 月 25 日（金）から同年 6 月 26 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kanzai/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 19 年 5 月 25 日（金）から同年 6 月 26 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 7 月 3 日（火）午後 1 時 30 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。）  
鳥取県庁営繕入札室（鳥取県庁第二庁舎 4 階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の(1)の場所に平成 19 年 6 月 26 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効  
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 落札者の決定方法  
この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無  
無
- (6) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : 53 light vehicles
- (2) Leasing term and Delivery term : From August 1, 2007 through March 31, 2014.  
The details of the products to be leased are followed to the specifications.
- (3) Leasing place : Tottori Prefectural Government and additional places.
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m. June 26, 2007
- (5) Date and time for the submission of tenders : 1 : 30 p.m. July 3, 2007  
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 noon July 3, 2007
- (6) Contact point for the notice : Property Management Division  
General Affairs Department, Tottori Prefectural Government  
1-220 Higashi-machi Tottori- city 680-8570 Japan  
TEL 0857-26-7085